

陸上において発見された不発弾等の処理に際しての技術上の基準に関する通達

昭和 37 年 1 月 16 日
陸幕発武第 23 号

改正 平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号 平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号
平成 21 年 10 月 16 日陸幕武化第 482 号 平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号

陸上総隊司令官
各方面総監殿

陸上幕僚長の命により
総務課長

(例規 95)

陸上において発見された不発弾等の処理に際しての技術上の基準に関する
通達

関連文書：陸上において発見された不発弾等の処理に関する達（昭和 36 年 12
月 28 日陸上自衛隊達第 20—27 号）

標記の件、別紙のとおり通達する。

なお、この通達は、関連の全面改正に伴って達の別紙から削除したので別に
通達するものである。したがって実施にあたっては、別紙基準により危害防止
について万全を期されたい。

添付書類：別紙

配布区分：「D」

武器学校長 1 部

武器課長 15 部

陸上において発見された不発弾等処理上の技術基準

- 1 不発弾等の処理にあたっては、以下各項に示すもののほか、諸規則を厳守して危害予防には万全を期さなければならない。
- 2 不発弾等の処理作業は、つとめて早朝及び夜間を避けて実施するよう計画し、2日間以上にわたる作業については不発弾等を安全な状態においてその日の作業を日没前に終了するようにしなければならない。
- 3 不発弾等は、その所在、状態、数量等が区々であり、かつ、悪条件下に久しく放置されていたものが多いので、次の各号に掲げる事項を考慮して処理の計画をたてるとともに、実施にあたっては危害予防に万全を期さなければならない。
 - (1) 金属部品が腐食し、火薬成分が露出している可能性があること。
 - (2) 火薬成分が著しく変敗し危険状態となっていて、予想外の事態をひき起す可能性のあること。
 - (3) 土中に埋没されている不発弾等は、射撃（使用）前であると思われるものも発火（爆発）態勢にある不発のものとして取り扱うこと。
 - (4) 埋没した不発弾の発掘にあたり無火薬品であるかどうか疑わしいものがあるときには火薬成分を有するものとして取り扱うこと。
 - (5) 不発弾等が射撃（使用）前のものであることが明らかな場合においても、信管の安全栓等が腐食していて安全装置がその機能を発揮しない状態にあるものとして取り扱うこと。
 - (6) ガス弾は識別及び処理がむずかしいので海中投棄を原則とすること。
- 4 射撃後の不発弾については、信管等のさ細な機能障害により日時経過とともに作動可能の状態となっているものがあるので、その発掘、移動及び処理の準備等に際しては、衝撃又は不注意な接触等により各部品の関係位置を変えることのしないよう慎重に作業を実施しなければならない。
- 5 不発弾等のうちには、処理作業妨害の目的でその部品への接触又は分解作業により爆発を誘起するように設計されたものがあるので、作業上特に必要とする場合のほか処理のためにこれを分解してはならない。
- 6 埋没した不発弾等の発掘にあたっては、その全般を見うる程度まで外側から静かに発掘して十分な調査を行なったのちに処理を実施しなければならない。
- 7 不発弾等が梱包されているときには、その外部標識は、必ずしも内容品と一致せず、また乱梱状態にあることも考えられるので、開装し内容物を確認したのち処置方法を決定しなければならない。ただし、開装することが危険である場合はこの限りでない。
- 8 不発弾等は、出所不明のもの又は構造及び機能等の不明なもの等が多いので、なしうる限り各方面の意見を徴し参考教範を参照する等事前の調査及び準備に万全を期さなければならない。
- 9 不発弾等の処理にあたっては、調査の結果予想される最大の危険度を対象にして処理方法を決定しなければならない。

- 10 不発弾等の処理方法について明確な判断がつかない場合は、直ちに上司に報告し専門技術者の判定を受け、その指示に従わなければならない。いかなる場合も疑問のまま処理してはならない。
- 11 その他この基準以外のこと等細部については関係教範による。